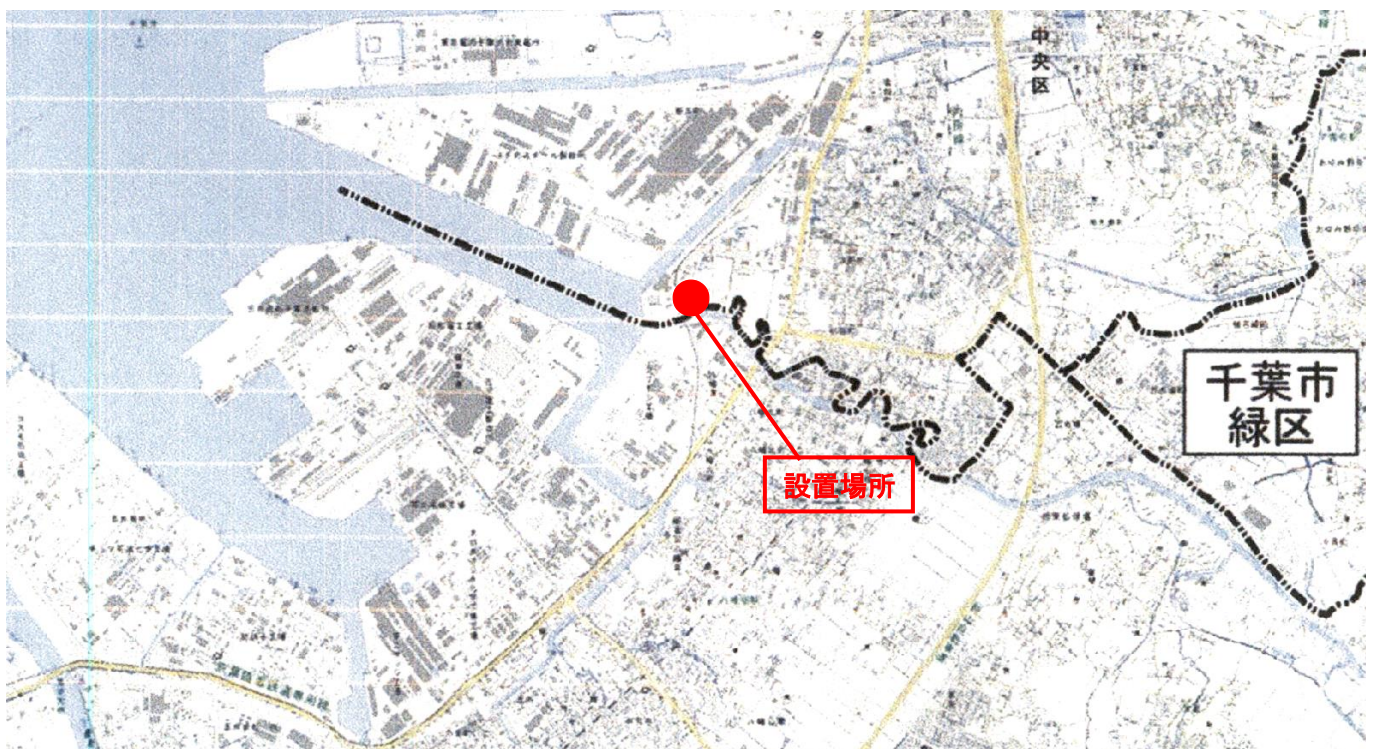


審議案件の概要

- 1 申請者 丸徳興業株式会社 代表取締役 徳山 東見
千葉県稲毛区轟町五丁目3番11号
- 2 申請内容 産業廃棄物処理施設（焼却施設）の設置（処理能力20t／日）
- 3 取扱品目 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、動植物性残渣、金属くず（付着物）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（付着物）、感染性廃棄物
- 4 設置場所 千葉市中央区村田町893番486



5 申請経緯

日付	内容	備考
令和元年9月17日	廃棄物処理施設設置等事前協議開始	
令和2年2月14日	事前協議 終了	
令和2年3月6日	産業廃棄物処理施設設置許可申請書 受理	
令和2年3月13日	申請書の告示（千葉市告示第191号）	
令和2年3月16日から 令和2年4月14日まで	申請書の縦覧（中央区役所、産業廃棄物指導課）	意見なし